

2021年10月1日

お得意先・関係先各位

神奈川生コンクリート協同組合

理事長 大矢保 健



新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく  
「緊急事態宣言」解除後の対応について

拝啓 平素より弊協組の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、神奈川県を対象とした「緊急事態宣言」を解除しました。

今後弊協組では適切な感染防止対策と経済活動の両立に向け、下記の通り対応させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊協組の業務時間

午前9時30分から午後4時30分までとします。(10月4日より当面)

職員は交代勤務の体制をとります。

2. 生コンクリートの供給について

原則として需要家の皆様のご要望に対応いたします。また、組合員工場が感染者発生による休業となった場合にも共納工場による出荷対応、近隣工場による納入を行います。しかしながら、複数工場による感染者発生による休業や交通規制等何らかの不可抗力的要因がある場合にはその限りではありません。

3. その他

上記以外の状況変化が生じた場合は別途お知らせいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら弊協組（営業部）へお問い合わせください。

連絡先：営業部 ☎ 045-312-1681

以上